

## 注意文言表示規制・広告規制の見直しについて

# 注意文言表示規制の見直しについて

# 「注意文言表示の在り方について」(平成28年6月)で示している注意文言案(注意文言試案)

## (1) 常時表示すべき注意文言

- ・未成年者の喫煙は、法律で禁じられています。絶対にダメです。

## (2) ローテーションで表示すべき注意文言

### ① 受動喫煙

- ・たばこの煙は、まわりの人の健康に悪影響を及ぼします。周囲に影響のない場所で吸いましょう。
- ・たばこの煙は、子供の将来にわたる健康に悪影響を及ぼします。たばこの誤飲にも注意しましょう。
- ・妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産のほか乳幼児突然死症候群の原因となります。

### ② 喫煙者本人に対する健康影響

- ・喫煙は、数多くの疾病の原因となり、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。
- ・喫煙は、あなたが肺がんになる危険性を高め、術後の回復にも悪影響を及ぼします。
- ・喫煙は、肺がん以外にも、食道がんなど多くの種類のがんの原因となります。
- ・喫煙は、あなたが心筋梗塞になる危険性を高めます。
- ・喫煙は、あなたが脳卒中になる危険性を高めます。
- ・喫煙は、あなたが肺気腫などCOPD(慢性閉塞性肺疾患)になり、呼吸困難になる危険性を高めます。
- ・喫煙は、あなたが歯周病になる危険性を高めます。
- ・禁煙により、今からでもあなたの健康に及ぼす悪影響を軽減することが可能です。

## (3) ディスクレーマー表示

### ① ニコチン・タール量

ニコチン・タール量の測定値は、吸い方によって実際の摂取量とは異なります。

### ② mild、light等の形容的表現

味や香りに関する「●●」の表現は、健康への影響度合を示すものではありません。

# 注意文言の内容について

## 「注意文言表示の在り方について」における整理

### 1. 注意文言表示の意義について

- (1) たばこは合法的な物資である一方、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることは科学的に認められている。製造たばこのパッケージに表示される注意文言は、このような観点から、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断できるよう喫煙と健康に関する適切な情報を提供する役割を果たしている。
- (2) 平成15年に現在の注意文言が策定されてから10年以上が経過し、多くの医学的知見の蓄積や、喫煙と健康に関する社会的関心の高まりが認められる中で、我が国においても、喫煙を巡る国際的な規制環境の動向も踏まえつつ、喫煙と健康に関する適切な情報提供という観点から、注意文言の内容や表示方法を改善していく必要がある。特に、法律で禁じられている未成年者による喫煙の防止や、自らの選択によらない非喫煙者の受動喫煙防止については、適切な情報提供という観点からも、社会規範としての理解を浸透させるための取組みを強化していく必要がある。
- (3) 他方、平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」においては、平成34(2022)年度までに、「禁煙希望者が禁煙することにより成人喫煙率を12%とすること」を目標として掲げているが、本目標は、製造たばこの注意文言表示のみならず、禁煙治療の推進や未成年者に対する教育や啓発活動などを総合的に進めることで実現すべきものと考えられる。
- (4) また、たばこが合法的な物資として製造、販売が認められており、財政物資としても位置付けられていることを踏まえれば、たばこの流通、販売形態に与える影響にも配慮する必要がある。

### 2. 現行の注意文言表示における課題について

現行の注意文言表示は、平成15年11月に法令改正が行われ、平成17年7月から導入されたものであるが、制度の導入から10年以上が経過する中で、当部会においては、次のような課題が生じているとの認識に至った。

#### ① 注意文言の内容

- (ア) 現行の注意文言で採用している8種類の文言以外にも、医学的知見の蓄積により多くの疾病等について喫煙との因果関係が明らかとなっているが、これらの情報が十分に反映されていない。

# 注意文言の内容について

- (イ)消費者への正確な情報提供という注意文言表示の目的を重視した結果、注意文言の文字数が多くなり、かえって読みにくいものとなっている。
- (ウ)ニコチン・タール量の表示が消費者の商品選択の目安となっている一方、これらの表示が健康に及ぼす悪影響の軽重を示しているとの消費者の誤認を生じさせるおそれがあるとの指摘がある。

## 3. 見直しの方向性について

当部会としては、上記1. の注意文言表示が果たしている役割を前提として、上記2. に掲げられた各課題を解消する方法として、以下の方向性で具体的な内容を検討していくべきと考える。(具体的な見直し案は、別紙試案のとおり。)

### ① 注意文言の内容

- (ア)注意文言で取り上げる健康影響の種類については、喫煙の健康リスクを消費者がこれまで以上に正確に判断することが可能となるよう、最新の医学的知見に即して追加・改定を行う。
- (イ)注意文言の内容を簡潔なものとし、文字数を削減して読みやすい表現とする。現行の注意文言で表示する厚生労働省のホーム・ページアドレスは、表示しないこととする。
- (ウ)ニコチン・タール量の表示と併せ、ニコチン・タール量と健康影響との関係について消費者の誤解を生じないように注意を促す文言を表示する。

## 5. 紙巻たばこ以外の製造たばこについて

- (1)現行制度上、紙巻たばこ以外の製造たばことして、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみたばこ、かぎたばこ、製造たばこ代用品が販売されており、近年では、いわゆる「加熱式たばこ」といわれる新たな商品も販売されるようになっている。
- (2)これらの製造たばこについては、紙巻たばこは利用形態が異なることから、健康に与える影響も異なっており、それぞれの特徴に応じた適切な注意文言を表示することが求められる。今後、紙巻たばこの注意文言の検討結果も踏まえて、見直しが必要と考えられる。

# 注意文言の内容について

---

(検討に当たっての留意点等)

- 最新の科学的知見に即した内容となっているか。
- 注意文言の内容が簡潔で読みやすい表現となっているか。
- 「注意文言表示の在り方について」以後の状況の変化（健康増進法の改正、加熱式たばこの普及など）をどう反映させるか。
- （ローテーション表示等の観点も踏まえつつ）注意文言の本数、文字数は適切か。
- ニコチン・タール量と健康影響との関係について消費者の誤解を生じないように注意を促す文言を表示するかどうか。
- 施行時期をどのように考えるか。 など

# 注意文言の内容について(注意文言案)

## 1. 紙巻たばこ

### (他者への影響)

- たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。
- 望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況にご配慮を。健康増進法上、配慮が義務付けられています。
- たばこの煙は、あなただけでなく、周りの人が肺がん、心筋梗塞など虚血性心疾患、脳卒中になる危険性も高めます。
- たばこの煙は、子供の健康にも悪影響を及ぼします。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。
- 妊娠中の喫煙は、胎児の発育不全のほか、早産や出生体重の減少、乳幼児突然死症候群の危険性を高めます。

### (喫煙者本人への影響)

- 喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。ニコチンには依存性があります。
- 喫煙は、肺がんをはじめ、あなたが様々ながんになる危険性を高めます。
- 喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向の促進を通じて、あなたが心筋梗塞など虚血性心疾患や脳卒中になる危険性を高めます。
- 喫煙は、あなたが肺気腫など慢性閉塞性肺疾患(COPD)になり、呼吸困難となる危険性を高めます。
- 喫煙は、あなたが歯周病になる危険性を高めます。

### (未成年者の喫煙防止)

- 20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。

## 2. ディスクレーマー

### (ニコチン・タール量)

- ニコチン・タールの摂取量は、吸い方により製品に表示された値とは異なります。

### (mild、light等の形容的表現)

- 「●●」の表現は、健康への悪影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。

# 注意文言の内容について(注意文言案)

## 3. 葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ

※紙巻たばこと同じ

## 4. 加熱式たばこ

(他者への影響)

- 加熱式たばこの煙(蒸気)は、周りの人の健康への悪影響が否定できません。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。
- 望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況にご配慮を。健康増進法上、配慮が義務付けられています。
- 加熱式たばこの煙(蒸気)は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。

(喫煙者本人への影響)

- 加熱式たばこの煙(蒸気)は、発がん性物質や、依存性のあるニコチンが含まれるなど、あなたの健康への悪影響が否定できません。

(未成年者の喫煙防止)

- 20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。

## 5. かみたばこ

(他者への影響)

- 妊娠中のかみたばこの使用は、妊娠高血圧症候群、早産や出生体重の減少のおそれがあります。
- 誤飲を防ぐため、たばこは、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄しましょう。

(使用者本人への影響)

- かみたばこの使用は、あなたが口腔がん等のがんになる危険性を高めます。ニコチンには依存性があります。

(未成年者の使用防止)

- 20歳未満の者の使用は、法律で禁じられています。



# 注意文言の内容について(注意文言案)

## 6. かぎたばこ

(他者への影響)

- 妊娠中のかぎたばこの使用は、妊娠高血圧症候群、早産や出生体重の減少のおそれがあります。
- 誤飲を防ぐため、たばこは、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄しましょう。

(使用者本人への影響)

- かぎたばこの使用は、あなたが口腔がん等のがんになる危険性を高めます。ニコチンには依存性があります。

(未成年者の使用防止)

- 20歳未満の者の使用は、法律で禁じられています。

## 7. 製造たばこ代用品

(他者への影響)

- たばこの代用品の煙は、周りの人の健康への悪影響が否定できません。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。
- 望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況にご配慮を。健康増進法上、配慮が義務付けられています。
- たばこの代用品の煙は、子供の健康への悪影響が否定できません。たばこの代用品の誤飲を防ぐため、乳幼児の手が届かない所に保管・廃棄を。

(喫煙者本人への影響、未成年者の喫煙)

- たばこの代用品の煙は、発がん性物質が含まれるおそれがあるなど、20歳未満の者を含め、あなたの健康への悪影響が否定できません。

# 注意文言の表示方法について

## 「注意文言表示の在り方について」における整理

### 2. 現行の注意文言表示における課題について

#### ② 表示の方法

(エ) 未成年者の喫煙防止は法律上当然に要請される事項であるが、現行は8種類の注意文言の一つとしてローテーションで表示されており、消費者が表示に接する機会が少ない。

(オ) 喫煙者本人への健康影響以上に、受動喫煙防止対策など、自らの選択によらない家族や周囲の者への健康影響の防止に対する社会的要請が高まっている一方で、現行の注意文言はこれらの課題も取り上げているものの、事実上パッケージの裏面に表示されている結果として、認知度が上がっていない。

(カ) 注意文言の文字数が表示面積に比べて多くなっているため、文字の大きさが小さく読みにくい。また、パッケージ自体が小型の商品については、主要面の面積が小さいため、さらに文字の大きさが小さくなる。

(キ) 注意文言の背景色がパッケージ全体の色に溶け込んでいるため、注意文言が読みにくい商品が散見される。

(ク) mild、light等の形容的表現を用いる場合、「本パッケージに記載されている製品名の「●●」の表現は、本製品の健康に及ぼす悪影響が他製品と比べて小さいことを意味するものではありません。」との文言(ディスクレマー)の表示が義務付けられているが、側面に表示されているため、文字の大きさが小さく表示の有無を認識することが困難である。

### 3. 見直しの方向性について

#### ② 表示の方法

(エ) 未成年者の喫煙防止に関する注意文言は、パッケージの表裏2ヶ所の注意文言とは別に、すべての商品のパッケージに表示する。

(オ) 自らの選択によらない受動喫煙による非喫煙者や子供、胎児への健康影響についての理解を深めるため、対応する注意文言をパッケージの表面に表示し、喫煙者本人への健康影響に関する注意文言は裏面に表示する。

## 注意文言の表示方法について

(カ)簡潔な表現とすることにより文字数を削減する一方、未成年者の喫煙防止に関する注意文言を追加することを踏まえ、読みやすい文字の大きさとなるよう、適切な表示面積を設定する。文字の大きさ又は表示面積の下限を設定することにより、主要面の面積の大小に関わらず必要な表示面積を確保する。

(キ)文字と背景の色を限定する、枠線を明確にする等の方法により、注意文言が明確に認識できるようにする。

(ク)商品名にmild、light等の形容的表現を用いる場合は、健康影響に関する注意文言と同様に、主要面にディスクレーマーを表示する。

(検討に当たっての留意点等)

- 「未成年者の喫煙防止」に関する注意文言をすべての商品のパッケージに表示することとするか。当該文言を主要面のどこに配置するか。
- 「他者への影響」に関する注意文言を表面、「喫煙者本人への影響」に関する注意文言を裏面に表示することでよいか。
- mild、light等の形容的表現を用いる場合のディスクレーマーは主要面のどこに配置するか。ニコチン・タール量と健康影響との関係についてのディスクレーマーはどこに配置するか。
- 注意文言の表示面積について、どのように考えるか（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）では、「主たる表示面の50%以上を占めるべき」となっており、近年、表示面積を50%以上とする国が増加している）。
- 表示面積を何%にすれば、読みやすい文字の大きさとなるか。
- 文字の大きさ又は表示面積の下限の設定について、「文字の大きさ」「表示面積」どちらに着目するか。
- 注意文言が明確に認識できるようにする観点から、文字・背景色の限定、枠線の明確化など、どのような手法をとるか。
- 文字色・背景色の組合せによりどの程度注意文言の見やすさが変わるか。枠線の太さによりどの程度注意文言の認識のしやすさが変わるか。
- 主要面が1つの面の場合の注意文言の表示方法についてどう考えるか。
- 施行時期をどのように考えるか。 など

# 注意文言表示に画像を用いることについて

## 「注意文言表示の在り方について」における整理

### 4. 注意文言表示に画像を用いることについて

- (1) 現行の注意文言表示が抱える諸課題は、上述の見直しにより大幅に改善されることとなると考えられる。
- (2) 海外では、注意文言表示の面積が小さく認知度が低いこと等の課題解消を目的として、画像を用いた注意文言表示を導入している国(カナダ、オーストラリア等)もある。画像を用いた注意文言表示は、一定の視覚的効果が期待できる一方で、喫煙と健康に関する適切な情報提供という観点からは、提供する情報が消費者に正確に受け止められるようにするとともに、過度に不快感を与えないようにすることが必要と考えられる。
- (3) 我が国において画像を用いた注意文言表示とするか否かは、画像を導入した諸外国における導入効果等について十分に検証した上で、今後、検討されるべき課題と考えられる。
- (4) なお、我が国においては、製造たばこが自動販売機や製造たばこ以外の商品を扱う店舗でも販売されており、製造たばこのパッケージは喫煙者以外の目にも触れることとなるため、画像を用いた注意文言表示の導入については、流通や販売方法と一体的に検討しなければならないことに留意する必要がある。

# 広告規制の見直しについて

# 広告指針の見直しの検討

## 「広告指針の在り方について」における整理

### 1. 広告指針の意義について

(1) 製造たばこに係る広告(以下「たばこ広告」という。)については、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」において、自国の憲法又は憲法上の原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止又は制限が求められている。

(2) 我が国においては、たばこ事業法は、たばこ広告を行う者に対し、

- ① 未成年者の喫煙防止に配慮すること
- ② 製造たばこの消費と健康との関係に配慮すること
- ③ 広告が過度にわたることのないように努めること

を求めており、財務大臣が定める広告指針は、たばこ広告を全面的に禁止すべきとの考え方ではなく、上記の観点から広告の内容や方法に制限が必要な事項について定め、経済活動に対する社会的な規制としてたばこ広告が適切に行われることを担保する役割を果たしている。

また、財務大臣が定める広告指針以外に、たばこ事業者で組織する一般社団法人日本たばこ協会において、当該広告指針に定める事項の運用の詳細及び当該広告指針に定められた事項を上回る自主的な制限を内容とする自主基準を定めており、当該自主基準に沿った広告の運用が図られている。

### 2. 現行のたばこ広告における課題について

現行の広告指針は、平成16年3月に指針の変更が行われ、平成16年4月から平成18年12月にかけて順次実施が図られてきたものであるが、実施から10年以上が経過する中で、当部会においては、次のような課題が生じているとの認識に至った。

- ① 未成年者の喫煙防止に配慮すること

(ア) インターネット広告が認められる「成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合」の運用について具体的な技術的基準が定められておらず、閲覧者の自己申告のみで閲覧が可能な広告については、未成年者による閲覧を十分に排除することができない。

# 広告指針の見直しの検討

(イ)新聞・雑誌広告は、「主として成人の読者を対象としたもの」が認められているが、運用上、少年向け漫画雑誌が広告の掲載が可能な雑誌として取り扱われている。

(ウ)見本たばこ、チラシ、パンフレットは「成人に限定」して配布することとされているが、配布の相手方の年齢確認の方法が定められておらず、成人かどうかの確認が十分に行われていない可能性がある。

## ② 製造たばこの消費と健康との関係に配慮すること

(エ)たばこ広告における注意文言の表示面積は自主基準において広告面の15%とされているため、広告中の文言と比較して文字が小さく、読みにくい。また、インターネットにおける一覧性のない広告は、閲覧者が広告の最後まで目を通す機会が少ないため、最下部に表示された注意文言を認識することができない。

## ③ 広告が過度にわたることのないよう努めること

(オ)テレビ、ラジオ広告は、実態上行われていないにもかかわらず、明示的に禁止されておらず、将来的な実施可能性を残している。

(カ)たばこの販売場所や喫煙所を除き、公共性の高い場所でのはり札、看板等は禁止されているが、たばこの販売場所等における広告の大きさや掲示方法に制限がないため、一般の通行人にも訴求するような大きさのものが散見される。

(キ)たばこ事業者間の競争により、たばこの購入を条件とするキャンペーンや販売促進物品の提供がエスカレートする傾向がみられ、未成年者を含む非喫煙者に対して広く喫煙を奨励する効果を生じるおそれがある。

## 3. 見直しの方向性について

当部会としては、上記1. の広告指針が果たしている役割を前提として、上記2. に掲げられた各課題を解消する方法として、以下の方向性で具体的な内容を検討していくべきと考える。

### ① 未成年者の喫煙防止に配慮すること

たばこ広告が未成年者を対象としないための措置が十分に講じられていないと認められる媒体については、より実効性の高い措置を講じる必要がある。

# 広告指針の見直しの検討

## ② 製造たばこの消費と健康との関係に配慮すること

たばこ広告は、消費と健康との関係に配慮すべき商品であるたばこの位置付けを踏まえた内容である必要がある。また、たばこ広告における注意文言は、製造たばこのパッケージに係る注意文言表示の見直しに準じて内容及び表示方法の見直しを行う。特に、インターネット広告については、その特性を踏まえた効果的な表示方法とする。

## ③ 広告が過度にわたることのないよう努めること

多数の者が利用する公共性の高い場所での広告については、たばこの消費者以外の非喫煙者や未成年者に過度に訴求することのないよう、必要な制限を行う。

## 4. 自主基準の在り方について

(1) たばこ広告については、財務大臣が指針を定め、より詳細な運用に関し業界団体が自主基準を定め、運用が図られており、現状においてこのような体制自体を見直す必要が生じているとまではいえないものの、運用面で課題が認められることから、まずは業界自体がその改善に取り組むべきと考えられる。各関係業界においては、たばこ事業法で規定される配慮事項及び今回の見直しの方向性を踏まえ、自ら自主的に取り組むべき事項について業界内で十分に議論を深めることが期待される。その上で、財務大臣が定める広告指針の具体的な改正内容について検討すべきと考えられる。

(2) また、現在、いわゆるマナー広告については、喫煙を促進するものではないため、広告指針の適用除外となっているが、広告の回数や時間帯によっては、未成年者に与える影響にも配慮する必要があると考えられることから、今後、自主的に運用基準の設定が行われることが期待される。

(3) 国においても、業界団体による自主的な運用に委ねるだけでなく、たばこ広告の状況について適時適切にモニタリングを行い、仮に不適切な広告が認められた場合には、たばこ事業法第40条第3項に基づく勧告等の行政上の措置を講じていくべきと考えられる。



## 広告指針の見直しの検討

項目	検討に当たっての留意点等
テレビ、ラジオ及びインターネット等におけるたばこ広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体においては、テレビ等の広告の扱いや、インターネットサイトを利用した広告の方法について、自主規準の見直しを検討。</li> <li>○広告指針の見直しを図る必要があるかどうか。</li> </ul>
新聞紙及び雑誌その他の刊行物におけるたばこ広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体においては、広告可能な新聞紙・雑誌等の範囲について、自主規準の見直しを検討。</li> <li>○広告指針の見直しを図る必要があるかどうか。</li> </ul>
はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の車両等を含む）に掲出又は表示されるたばこ広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体においては、広告の大きさや掲出が可能な範囲等について、自主規準の見直しを検討。</li> <li>○広告指針の見直しを図る必要があるかどうか。</li> </ul>
見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体においては、配布方法等について、自主規準の見直しを検討。</li> <li>○広告指針の見直しを図る必要があるかどうか。</li> </ul>
販売促進企画（販売促進物品の提供及び懸賞キャンペーンその他の催し等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体においては、販売促進企画の告知広告について、自主規準の見直しを検討。</li> <li>○広告指針の見直しを図る必要があるかどうか。</li> </ul>
たばこ広告に表示する注意文言	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体においては、注意文言の表示方法について、自主規準の見直しを検討。</li> <li>○広告指針上、たばこ広告に表示する注意文言の内容等について定めているところ、パッケージの注意文言と同様とするかどうか。異なる注意文言とするかどうか。</li> <li>○小さい広告の場合や長期固定の店舗設備としての機能を有する物品に広告を掲載する場合など、様々な形態の広告があることについてどう考えるか。</li> </ul>
企業活動の広告並びに喫煙マナー及び未成年者喫煙防止等を提唱する広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体においては、企業広告・マナー広告の在り方に関しても、業界としての自主的措置を検討。</li> <li>○広告指針の見直しを図る必要があるかどうか。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業界団体においては、加熱式たばこに係る広告の在り方に関しても、業界としての自主的措置を検討。</li> <li>○加熱式たばこに係る広告（特に、製造たばこと密接不可分の関係にあるデバイスに係る広告）についてどう考えるか。</li> <li>○施行時期をどのように考えるか。</li> </ul>

# たばこ広告に表示する注意文言案

## たばこ広告に表示する注意文言

たばこのパッケージに表示する注意文言と同じ文言とした上で、「未成年者の喫煙防止」、「他者への影響」及び「喫煙者本人への影響」に関する注意文言をそれぞれ表示。

(注意文言の例:紙巻たばこ)

- 20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。  
たばこの煙は、周りの人の健康に悪影響を及ぼします。健康増進法で禁じられている場所では喫煙できません。  
喫煙は、動脈硬化や血栓形成傾向の促進を通じて、あなたが心筋梗塞など虚血性心疾患や脳卒中になる危険性を高めます。

(注意文言の例:加熱式たばこ)

- 20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。  
望まない受動喫煙が生じないように、屋外や家庭でも周囲の状況にご配慮を。健康増進法上、配慮が義務付けられています。  
加熱式たばこの煙(蒸気)は、発がん性物質や、依存性のあるニコチンが含まれるなど、あなたの健康への悪影響が否定できません。

## 特殊な広告において、必要に応じ使用できる注意文言

(紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこ)

- 20歳未満の者の喫煙は禁じられています。たばこの煙は、あなたや周りの人が肺がん、虚血性心疾患、脳卒中になる危険性を高めます。

(加熱式たばこ)

- 20歳未満の者の喫煙は禁じられています。加熱式たばこの煙(蒸気)は、発がん性物質が含まれるなど、あなたや周りの人の健康への悪影響が否定できません。

※小さい広告の場合や長期固定の店舗設備としての機能を有する物品に広告を掲載する場合に使用することが想定される。

## 參考資料

## 注意文言表示規制・広告規制(諸外国の例)

		フランス	イギリス	ドイツ	ロシア	韓国	インド ネシア	スイス	中国	アメリカ
包装	健康に関する警告の表示面積(主要面)	65%	65%	65%	50%	50%	40%	表面35% 裏面50%	35%	規制なし
たばこ 広告	広告可否	不可	不可	可能 (一部 規制あり)	不可	可能 (一部 規制あり)	可能 (一部 規制あり)	可能 (一部 規制あり)	可能 (一部 規制あり)	可能 (一部 規制あり)
	健康に関する警告の表示面積	—	—	広告面積 の10%	—	広告面積 の約3%	広告面積 の15%	広告面積 の10%	規制なし	規制なし
	広告面積の扱い	—	—	屋外の 広告面積 9㎡以下	—	規制なし	屋外の 広告面積 72㎡以下	屋外の 広告面積 12㎡以下	規制なし	小売店外の 広告面積 14平方ft (約1.3㎡) 以下 小売店外を 除き屋外広 告は禁止

(注1) 紙巻たばこの場合。

(注2) 一部の国の広告規制については自主規準。

# たばこ事業法施行規則(昭和60年大蔵省令第5号)(抄)

(注意表示)

第三十六条 法第三十九条第一項に規定する製造たばこで財務省令で定めるものは、紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみたばこ及びかぎたばこ（以下、「紙巻等たばこ」という。）とする。

2 法第三十九条第一項に規定する財務省令で定める文言は、別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる文言並びに次条の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言とする。

3 会社又は特定販売業者は、別表第一及び別表第二に掲げる文言のそれぞれ一以上を、次の各号に掲げる容器包装（紙巻等たばこを消費者に販売する際に使用される容器又は包装で、紙巻等たばこの販売以外に使用されないものをいう。以下同じ。）ごとに、表示しなければならない。

一 最小容器包装

二 最小容器包装を一以上入れ又は包む容器包装（無色透明又はほとんど無色透明の主としてプラスチック製の容器包装を除く。次号において同じ。）

三 前号に規定する容器包装を一以上入れ又は包む容器包装（当該容器包装を一以上入れ又は包む容器包装を含む。）

4 別表第一及び別表第二に掲げる文言は、枠その他の方法により容器包装の主要な面の他の部分と明瞭に区分され、当該主要な面につき一を限り設けられた部分（その面積が当該主要な面の面積の十分の三以上であるものに限る。）の中に、一を限り、大きく、明瞭に、当該容器包装を開く前及び開いた後において読みやすいよう、印刷し又はラベルを貼る方法により表示されなければならない。

5 前項に規定する「一を限り設けられた部分」には、別表第一及び別表第二に掲げる文言以外の文言を表示してはならない。

6 第四項に規定する「主要な面」とは、開く前の容器包装の面（底面を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 最大面積を有する面

二 前号の規定に該当しない面のうち、当該容器包装の正面と認められる面

7 容器包装の主要な面の数が一である場合又は容器包装の主要な面が容易に識別できない場合その他の容器包装に別表第一及び別表第二に掲げる文言を表示することが困難な場合における第三項、第四項及び第六項の適用については、別に財務大臣が定めるところによる。

- 8 会社又は特定販売業者は、一の容器包装に、別表第一に掲げる文言のうち二以上又は別表第二に掲げる文言のうち二以上を表示する場合には、当該二以上表示する文言を同一のものとしてはならない。
- 9 会社又は特定販売業者は、別表第一及び別表第二に掲げる文言のそれぞれを表示した容器包装の数が、年間を通じ、紙巻等たばこの品目ごと及び第三項各号に掲げる容器包装ごとに、おおむね均等となるようにしなければならない。
- 10 会社又は特定販売業者は、別表第三に掲げる文言を、第三項各号に掲げる容器包装（品質のばらつきが大きいこと等によりタール量及びニコチン量の測定が著しく困難であるとして財務大臣が定める紙巻等たばこに係るものを除く。）ごとに、明瞭に、当該容器包装を開く前及び開いた後において読みやすいよう、印刷し又はラベルを貼る方法により表示しなければならない。
- 11 会社又は特定販売業者は、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、かみたばこ、かぎたばこ及び法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品について第二項から第九項までの規定を適用する場合においては、別に財務大臣が定める文言をもつて別表第一及び別表第二に掲げる文言に代えることができるとともに、別に財務大臣が定めるところによりこれを表示することができる。
- 12 法第三十九条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、輸入した製造たばこを物産展その他これに類似する催場において展示し即売する場合であつて財務大臣が特に注意表示を行う必要がないと認めた場合とする。

（誤解を生じさせないために表示する文言）

- 第三十六条の二 会社又は特定販売業者は、「low tar」、「light」、「ultra light」又は「mid」その他の紙巻等たばこの消費と健康との関係に関して消費者に誤解を生じさせるおそれのある文言を容器包装に表示する場合は、消費者に誤解を生じさせないために、当該容器包装を使用した紙巻等たばこの健康に及ぼす悪影響が他の紙巻等たばこと比べて小さいことを当該文言が意味するものではない旨を明らかにする文言を、当該容器包装に表示しなければならない。
- 2 前項の規定により表示される文言は、前条第三項各号に掲げる容器包装ごとに、明瞭に、当該容器包装を開く前及び開いた後において読みやすいよう、印刷し又はラベルを貼る方法により表示されなければならない。

# 現行の注意文言について

(紙巻たばこ)

- 喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなります。疫学的な推計によると、喫煙者は肺がんにより死亡する危険性が非喫煙者に比べて約2倍から4倍高くなります。(詳細については、厚生労働省のホームページ[www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html)をご参照ください。)
- 喫煙は、あなたにとって心筋梗塞の危険性を高めます。疫学的な推計によると、喫煙者は心筋梗塞により死亡する危険性が非喫煙者に比べて約1.7倍高くなります。(詳細については、厚生労働省のホームページ[www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html)をご参照ください。)
- 喫煙は、あなたにとって脳卒中の危険性を高めます。疫学的な推計によると、喫煙者は脳卒中により死亡する危険性が非喫煙者に比べて約1.7倍高くなります。(詳細については、厚生労働省のホームページ[www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html)をご参照ください。)
- 喫煙は、あなたにとって肺気腫を悪化させる危険性を高めます。(詳細については、厚生労働省のホームページ[www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html)をご参照ください。)
- 妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。疫学的な推計によると、たばこを吸う妊婦は、吸わない妊婦に比べ、低出生体重の危険性が約2倍、早産の危険性が約3倍高くなります。(詳細については、厚生労働省のホームページ[www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html)をご参照ください。)
- たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。
- 人により程度は異なりますが、ニコチンにより喫煙への依存が生じます。
- 未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。

(葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこ)

- 喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性や肺気腫を悪化させる危険性を高めます。(詳細については、厚生労働省のホームページ[www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html)をご参照ください。)
- 妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。
- 人により程度は異なりますが、ニコチンにより喫煙への依存が生じます。未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。

#### (かみたばこ)

- かみたばこの使用は、あなたにとって口腔がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性を高めます。
- 未成年者の使用は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して使用してはいけません。
- 妊娠中のたばこの使用は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。
- 人により程度は異なりますが、ニコチンによりたばこの使用への依存が生じます。

#### (かぎたばこ)

- かぎたばこの使用は、あなたにとって口腔がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性を高めます。
- 未成年者の使用は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して使用してはいけません。
- 妊娠中のたばこの使用は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。
- 人により程度は異なりますが、ニコチンによりたばこの使用への依存が生じます。

#### (製造たばこ代用品)

- たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。
- 未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。



# 健康増進法(平成14年法律第103号)(抄)

※「健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)」による改正後の規定(全面施行時)

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下この章において「特定施設等」という。)の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(喫煙専用室)

第三十三条 第二種施設等(第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。)の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。)の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識(以下この節において「喫煙専用室標識」という。)を掲示しなければならない。

- 一 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- 二 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

3～7 略

# たばこの健康影響評価について

「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（抄）（平成28年8月 喫煙の健康影響に関する検討会編）

## 第2章 たばこの健康影響

### 第2章 要約

たばこの健康影響について、本報告書では、疫学研究などの科学的知見を系統的にレビューし、一致性、強固性、時間的前後関係、生物学的な機序、量反応関係、禁煙後のリスク減少の有無などを総合的に吟味した上で、たばこと疾患等との因果関係（その要因を変化させることで当該疾患の発生を減らすか、遅らせることができること）を以下の4段階で判定した。

レベル1：科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である

レベル2：科学的証拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない

レベル3：科学的証拠は、因果関係の有無を推定するのに不十分である

レベル4：科学的証拠は、因果関係がないことを示唆している

その結果、日本人における喫煙者本人への影響（能動喫煙）として、喫煙との関連について「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である（レベル1）」と判定された疾患等は、がんでは、肺、口腔・咽頭、喉頭、鼻腔・副鼻腔、食道、胃、肝、膵、膀胱、および子宮頸部のがん、肺がん患者の生命予後悪化、がん患者の二次がん罹患、およびかぎたばこによる発がんであった。循環器疾患では、虚血性心疾患、脳卒中、腹部大動脈瘤、および末梢動脈硬化症であった。呼吸器疾患では、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、呼吸機能低下、および結核死亡であった。妊婦の能動喫煙では、早産、低出生体重・胎児発育遅延、および乳幼児突然死症候群（SIDS）であり、その他の疾患等では、2型糖尿病の発症、歯周病、およびニコチン依存症であった。

受動喫煙との関連について「科学的証拠は、因果関係を推定するのに十分である（レベル1）」と判定された疾患等は、成人の慢性疾患では、肺がん、虚血性心疾患、および脳卒中であった。呼吸器への急性影響では、臭気・不快感および鼻の刺激感であった。小児の受動喫煙による影響では、喘息の既往、および乳幼児突然死症候群（SIDS）であった。

未成年者の喫煙に関して、「科学的証拠は、喫煙開始年齢が若いこととの因果関係を推定するのに十分である（レベル1）」と判定されたのは、全死因死亡、がん死亡、循環器疾患死亡、およびがん罹患のリスク増加であった。

「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」で示されている「たばこ疾患等との因果関係の判定結果」

(喫煙者本人への影響)

疾患大分類	疾患小分類	因果関係の判定 <sup>a</sup>
I がん	1 肺がん	レベル1 (十分) <sup>b</sup>
	2 頭頸部がん	口腔・咽頭がん：レベル1 (十分) 喉頭がん：レベル1 (十分) 鼻腔・副鼻腔がん：レベル1 (十分)
	3 食道がん	レベル1 (十分)
	4 胃がん	レベル1 (十分)
	5 大腸がん	レベル2 (示唆的)
	6 肝臓がん	レベル1 (十分)
	7 膵臓がん	レベル1 (十分)
	8 尿路がん	膀胱：レベル1 (十分) 腎盂尿管・腎細胞がん：レベル2 (示唆的)
	9 乳がん	レベル2 (示唆的)
	10 子宮頸がん	レベル1 (十分)
	11 子宮体がん	リスク減少についてレベル2 (示唆的)
	12 卵巣がん	卵巣がん全体：レベル3 (不十分) <sup>c</sup>
	13 前立腺がん	死亡：レベル2 (示唆的) 罹患：レベル3 (不十分)
	14 白血病	急性骨髄性白血病：レベル2 (示唆的)
	15 がん患者の予後、二次がんなど	がん患者全体の全死因死亡・がん死亡：レベル2 (示唆的) 肺がん患者の全死因死亡・がん死亡：レベル1 (十分) がん患者の二次がん罹患：レベル1 (十分) がん患者の再発・治療効果低下：レベル2 (示唆的) がん患者の治療関連毒性：レベル2 (示唆的)
II 循環器	1 虚血性心疾患	レベル1 (十分)
	2 脳卒中	レベル1 (十分)
	3 アテローム性動脈硬化など	腹部大動脈瘤：レベル1 (十分) 胸部大動脈瘤：レベル2 (示唆的) 末梢性の動脈硬化症：レベル1 (十分)
III 呼吸器	1 慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)：レベル1 (十分) 呼吸機能低下：レベル1 (十分)
	2 気管支喘息	発症：レベル2 (示唆的) 増悪：レベル2 (示唆的)

	3	結核	感染：レベル3（不十分） 発症：レベル2（示唆的） 再発：レベル2（示唆的） 死亡：レベル1（十分）
IV 糖尿病	4	特発性肺線維症	レベル2（示唆的） <sup>d</sup> 2型糖尿病の発症：レベル1（十分） <sup>e</sup>
V その他	1	歯科疾患	歯周病：レベル1（十分） う蝕：レベル2（示唆的） 口腔インプラント失敗：レベル2（示唆的） 歯の喪失：レベル2（示唆的）
	2	骨密度と骨折	閉経後女性の骨密度低下：レベル2（示唆的） 大腿骨近位部骨折：レベル2（示唆的）
	3	関節リウマチ	レベル2（示唆的）
	4	認知症	レベル2（示唆的）
VI ニコチン依存症	5	日常生活動作	レベル2（示唆的） ニコチン依存症：レベル1（十分）

（無煙たばこ・電子たばこ等の健康影響）

かきたばこ、電子たばこ など	かきたばこによる発がん：レベル1（十分） 電子たばこの健康影響：レベル3（不十分） <sup>f</sup> 加熱式たばこ：（判定なし） <sup>g</sup>
-------------------	---

（受動喫煙による健康影響）

1	がん	肺がん：レベル1（十分） 鼻腔・副鼻腔がん：レベル2（示唆的） 乳がん：レベル2（示唆的）
2	循環器疾患	虚血性心疾患：レベル1（十分） 脳卒中：レベル1（十分）
3	呼吸器への急性影響	臭気・鼻への刺激感：レベル1（十分） 急性呼吸器症状（喘息患者・健常者）：レベル2（示唆的） 急性の呼吸機能低下（喘息患者）：レベル2（示唆的）
4	慢性呼吸器疾患	慢性呼吸器症状：レベル2（示唆的） 呼吸機能低下：レベル2（示唆的） 喘息の発症・コントロール悪化：レベル2（示唆的） COPD：レベル2（示唆的）

---

## 5 母子への影響

妊婦の受動喫煙と低出生体重・胎児発育遅延：レベル2（示唆的）  
小児の受動喫煙と喘息の既往：レベル1（十分）  
小児の受動喫煙と喘息の重症化：レベル2（示唆的）  
親の喫煙と小児の喘息発症：レベル2（示唆的）  
受動喫煙と小児の呼吸機能低下：レベル2（示唆的）  
親の喫煙と学童期の咳・痰・喘鳴・息切れ：レベル2（示唆的）  
小児の受動喫煙と中耳疾患：レベル2（示唆的）  
妊婦の能動喫煙と乳幼児突然死症候群（SIDS）：レベル1（十分）  
小児の受動喫煙と乳幼児突然死症候群（SIDS）：レベル1（十分）  
小児の受動喫煙とう蝕：レベル2（示唆的）

### （未成年者への影響）

- 
- 1 喫煙開始年齢と健康影響
  - 2 未成年者の喫煙環境など
  - 3 誤飲事故

喫煙開始年齢が早いことと全死因死亡、がん死亡、循環器疾患死亡、がん罹患のリスク増加：レベル1（十分）  
（判定なし）  
1. たばこは、小児における家庭用品等の誤飲事故の主要な原因の一つである。  
2. 家庭内にたばこ製品があることが小児のたばこ誤飲と関連性があることは明らかである。

### （母子への影響）

- 
- 1 妊娠・出産

妊婦の能動喫煙と早産、低出生体重・胎児発育遅延：レベル1（十分）  
女性の能動喫煙と生殖能力低下：レベル2（示唆的）  
妊婦の能動喫煙と子癇前症、妊娠高血圧症候群（PIH）のリスク減少：レベル2（示唆的）  
妊婦の能動喫煙と子宮外妊娠、常位胎盤早期剥離、前置胎盤：レベル2（示唆的）  
（以下再掲）  
妊婦の受動喫煙と低出生体重・胎児発育遅延：レベル2（示唆的）

<p>2 小児の呼吸器疾患、中耳疾患、乳幼児突然死症候群、う蝕</p>	<p>(以下再掲)          小児の受動喫煙と喘息の既往：レベル1（十分）          小児の受動喫煙と喘息の重症化：レベル2（示唆的）          親の喫煙と小児の喘息発症：レベル2（示唆的）          受動喫煙と小児の呼吸機能低下：レベル2（示唆的）          親の喫煙と学童期の咳・痰・喘鳴・息切れ：レベル2（示唆的）          小児の受動喫煙と中耳疾患：レベル2（示唆的）          妊婦の能動喫煙と乳幼児突然死症候群（SIDS）：レベル1（十分）          小児の受動喫煙と乳幼児突然死症候群（SIDS）：レベル1（十分）          小児の受動喫煙とう蝕：レベル2（示唆的）</p>
-------------------------------------	--

- a. 喫煙との因果関係は以下の4つのレベルで判定された：レベル1：科学的証拠は因果関係を推定するのに十分である、レベル2：科学的証拠は因果関係を示唆しているが十分ではない、レベル3：科学的証拠は因果関係の有無を推定するのに不十分である、レベル4：科学的証拠は因果関係がないことを示唆している
  - b. 喫煙は、肺の扁平上皮癌だけでなく、肺腺癌のリスクも増加させる。
  - c. 国際的には、喫煙により粘液性卵巣がんのリスクが増加することが認められている。
  - d. 成人発症の剥離性間質性肺炎（DIP）、細気管支随伴間質性肺炎(RB-ILD)、および肺気腫合併肺線維症（CPFE）は、喫煙との関連が強いことが示唆される。
  - e. 禁煙後の耐糖能変化など糖尿病リスクの減少機序を明らかにする国内研究が今後必要である。
  - f. 電子たばこの煙霧中に発がん性物質が含まれる可能性がある。
  - g. 加熱式たばこ製品と疾病との関係については、今後の研究が待たれる。
  - h. 喫煙開始年齢が若いことが、喫煙年数や生涯喫煙量と独立して死亡や罹患のリスクを増加させるかどうかの判断は困難である。しかしながら、喫煙年数が長くなり、生涯喫煙量が増えることから、より若い年齢で喫煙を開始すべきでないことは明らかである。
- (注) 小児の受動喫煙は、胎児期の親の喫煙による影響を含む。

## 第2章 たばこの健康影響

### 第4節 喫煙者本人への影響

#### Ⅱ. 循環器疾患

##### 1. 虚血性心疾患

###### (4) 証拠の統合

喫煙と虚血性心疾患との関連について、国内外ともにコホート研究を中心とする十分な数の疫学研究があり、国際的には、科学的証拠は因果関係を推定するのに十分であると判定されている。国内の研究は一致して虚血性心疾患の発症・死亡リスクの強固な増加を示しており、量反応関係についても一致している。禁煙後10～15年経過すると虚血性心疾患のリスクが非喫煙者と同程度まで減少することも国内の研究の併合解析により認められている。生物学的機序については、喫煙が動脈硬化や血栓形成傾向の促進を通じて虚血性心疾患の発症に寄与することが明らかである。

##### 2. 脳卒中

###### (4) 証拠の統合

喫煙と脳卒中との関連について、国内外ともにコホート研究を中心とする十分な数の疫学研究があり、国際的には、科学的証拠は因果関係を推定するのに十分であると判定されている。国内の研究は一致して脳卒中リスクの増加を示しており、量反応関係についても一致している。禁煙後約10年経過すると脳卒中のリスクが非喫煙者と同程度まで減少することも国内の研究の併合解析により認められている。生物学的機序については、喫煙が動脈硬化や血栓形成傾向の促進を通じて脳卒中の発症に寄与することが明らかである。

# 加熱式たばこに関する現時点での科学的知見

[現時点までに得られた科学的知見]

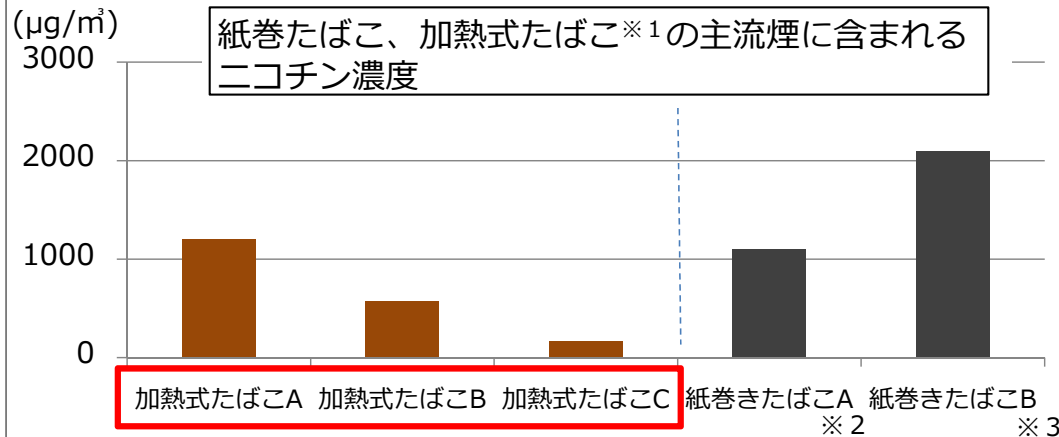
- 加熱式たばこ **喫煙時の室内におけるニコチン濃度は、紙巻たばこに比べれば低い。**
  - 加熱式たばこの **主流煙には、紙巻たばこと同程度のニコチンを含む製品もある。**
  - 加熱式たばこの **主流煙に含まれる主要な発がん性物質\*の含有量は、紙巻たばこに比べれば少ない。**
- \*現時点で測定できていない化学物質もある

## 喫煙時の室内におけるニコチン濃度（受動喫煙に関連）

- 同一条件下（換気のない狭い室内で喫煙した場合）で室内のニコチン濃度を測定したところ、紙巻きたばこ（1,000~2,420  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）に比べ、**加熱式たばこ（26~257  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）では低かった。**

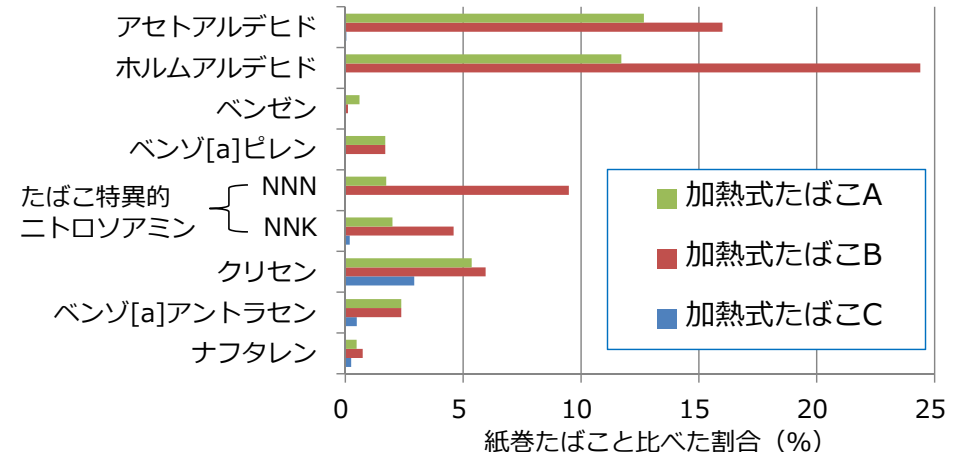
国立がん研究センター委託事業費「たばこ情報収集・分析事業」による調査

## （参考）主流煙の成分



※1：12回吸引（紙巻たばこで概ね1本に相当する吸引回数）  
 ※2・※3：試験研究用の紙巻たばこ参照品（※2：1R5F ※3：3R4F）

## 加熱式たばこ主流煙中の発がん性物質の一例 （紙巻たばこ※3の主流煙に含まれる各成分量を100%としたときの割合）



厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究「非燃焼加熱式たばこにおける成分分析の手法の開発と国内外における使用実態や規制に関する研究」

## （参考）

- ・喫煙者が吸う煙が「主流煙」、たばこの先端から発生する煙が「副流煙」
- ・主流煙は喫煙者の体内に一定程度取り込まれるが、一部が呼気に混じって排出される。これを「呼出煙」（こしゅつえん）という。
- ・受動喫煙は、副流煙と呼出煙によって生じる。



# 製造たばこに係る広告を行う際の指針(平成16年財務省告示第109号)(抄)

## 製造たばこに係る広告を行う際の指針

近年のたばこと健康をめぐる国民の意識の高まり、世界保健機関（WHO）におけるたばこ規制枠組条約の採択、主要国のたばこに関する規制の状況など、喫煙をとりまく環境は大きく変化している。これらの点を踏まえ、製造たばこに係る広告（以下、「たばこ広告」という。）を行う者が、より一層、未成年者の喫煙防止及び製造たばこ（以下、「たばこ」という。）の消費と健康との関係に配慮するとともに、たばこ広告を過度にわたらないように行うことを目的として、旧指針を改正し、ここに新たな指針を定めるものである。

### 一 全体的指針

たばこ広告を行う際には、未成年者の喫煙防止に十分配慮し、広告が過度にわたり幅広く積極的に喫煙を勧めることのないよう留意しなければならない。また、たばこの健康に及ぼす悪影響に関する情報を適切に提供することにより、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断するための環境整備に資するよう心がけなければならない。

このような考え方にに基づき、以下の点に沿ってたばこ広告等を行うものとする。

#### (1) 未成年者の喫煙防止への配慮

未成年者の喫煙防止の必要性を十分勘案した上で広告場所を選ぶなど、広告方法に配慮すること。また、たばこ広告の内容についても未成年者の注意を惹くことがなく、未成年者を対象としないものとするとともに、未成年者の喫煙が禁止されていることについて注意を喚起すること。

#### (2) たばこの消費と健康との関係についての配慮

たばこが健康に及ぼす悪影響に関して誤解を招かないよう配慮するとともに、喫煙と健康との関係に関して適切な情報提供を行うこと。

#### (3) たばこ広告が過度にわたらないことへの配慮

幅広く積極的に喫煙を勧めるような広告内容や広告方法等を避けること。

#### (4) その他

たばこ広告以外の喫煙を促進させるような販売促進活動等に関しても、本指針の趣旨を踏まえて配慮すること。また、情報通信手段の進展等に伴い、たばこ広告等が国境を越えて伝達される可能性が高まることに留意すること。

## 二 媒体等広告方法別の指針

前号に掲げる指針を踏まえた上で、以下の点に沿って媒体等広告方法別にたばこ広告等を行うものとする。

### (1) テレビ、ラジオ及びインターネット等におけるたばこ広告

成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わないこと。

### (2) 新聞紙及び雑誌その他の刊行物におけるたばこ広告

主として成人の読者を対象としたものに行うこととし、その場合においても、日刊新聞紙については、その影響力に鑑み、広告方法等に配慮すること。

### (3) はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の車両等を含む。）に掲出され又は表示されるたばこ広告

たばこの販売場所及び喫煙所において行う場合を除き、公共性の高い場所では行わないこと。

### (4) 見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布

成人に限定して行うとともに、公共性の高い場所では行わないこと。

### (5) 販売促進企画（販売促進物品の提供及び懸賞キャンペーンその他の催し等をいう。）

成人を対象としたものに限定して行うこと。

### (6) 後援（スポンサーシップ）

出場者及び運営に従事する者がすべて成人であり、かつ主として成人を対象とした催し等に限定して行うこと。また、放送（インターネットによる通信を含み、成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除く。）を目的とした催し等に対しては、行わないこと。

### 三 喫煙と健康との関係に関する適切な情報提供の指針

たばこ広告の中には、以下の(1)から(5)に掲げるたばこの消費と健康との関係に関して注意を促す文言を、明瞭に、読みやすいよう表示するものとする。ただし、面積が著しく小さい広告その他の(1)から(5)に掲げる文言の全部を表示することが困難な広告については、この限りでない。

- (1) 「喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性や肺気腫を悪化させる危険性を高めます。」
- (2) 「未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。」
- (3) 以下に掲げる文言のうちの一つ
  - 「妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。」
  - 「たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。」
  - 「人により程度は異なりますが、ニコチンにより喫煙への依存が生じます。」
- (4) たばこ事業法施行規則第三十六条第二項の規定により同規則別表第三に掲げる文言
- (5) たばこ事業法施行規則第三十六条の二第一項の規定により表示される文言

### 四 この指針の対象に含まれない広告

喫煙を促進しないような、企業活動の広告並びに喫煙マナー及び未成年者喫煙防止等を提唱する広告については、この指針の対象に含まれない。